○政治資金適正化委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十月十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一七九一	藤原　耕一	二八、九、二三	本人からの申請

○外務省告示第三百九十八号

平成二十八年九月三十日にバンコクで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

平成二十八年十月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タイ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とタイ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千六百六十八億六千万円（一六六、八六〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、バンコク大量輸送網整備計画（レッドライン）（第三期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、タイ王国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、タイ王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、タイの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　タイ王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　タイ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してタイ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、タイ王国の関係法令に従って、作業の遂行のためタイ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　タイ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタイ王国の法律に基づいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　タイ王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びタイ王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　タイ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタイ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月三十日にバンコクで

タイ王国駐在

日本国特命全権大使　佐渡島志郎

タイ王国財務大臣

アピサック・タンティボラウォン閣下

（タイ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をタイ王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月三十日にバンコクで

タイ王国財務大臣

アピサック・タンティボラウォン

タイ王国駐在

日本国特命全権大使　佐渡島志郎閣下

○外務省告示第三百九十九号

平成二十八年七月五日にリマで、パチャカマック博物館遺跡保全機材及び教育機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十八年九月二十九日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　パチャカマック博物館遺跡保全機材及び教育機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億四千八百九十万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年二月二十九日まで

4　署名者

日本側　株丹達也在ペルー大使

ペルー側　アナ・マリア・リリアナ・サンチェス・バルガス・デ・リオス外務大臣

平成二十八年十月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百号

平成二十八年十月四日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　引原毅在ラオス大使

ラオス側　カンパオ・ウーンタヴォン外務副大臣

平成二十八年十月十八日

外務大臣　岸田　文雄